

Subject: Re: 政治団体名に「土地家屋調査士」の名称を使用する場合に法に抵触しないかについての件

From: “法務省(送信専用)” <houmu-mail1-kaitou@moj.go.jp>

Date: 2016/06/21 16:24

To: touki@siren.ocn.ne.jp

原田信介 様

本年5月25日付けのメールを拝見いたしました。

当課は土地家屋調査士法を所管しているところ、御照会の件につきまして、土地家屋調査士法第68条に抵触するものではないと思われま

法務省民事局民事第二課

(ご注意)

このメールの差出人メールアドレスは送信専用であり、受信することはできません。

法務省に対するご意見・ご提案がございましたら、次のURLをクリックして表示されるメールフォームからお願いします。

<https://www.moj.go.jp/mojmail/kouhouinput.php>